

そのほかの相続手続き

簡易相続ではなく、遺言や遺産分割協議書が無く、法的問題等も発生していない場合の必要書類は、以下の通りです。

- 1 お亡くなりになられた方の除籍謄本
(ご逝去されたことを正確に確認させていただくためです)
- 2 (1) ご逝去された方の出生から死亡まで全ての改正前原戸籍謄本
(2) 法定相続人さま全員の戸籍謄本と印鑑証明書
(法で定められた相続の権利がある方を特定して、その相続人さまの現在の状況等を確認させていただくためです)
- 3 相続人さま全員にご署名・ご捺印いただいた、
当組合所定の「相続手続依頼書兼確認書」
- 4 相続手続きをされる代表者様の本人確認書類とご実印
- 5 お通帳や証書

以上が基本となりますが「法定相続情報一覧図(住所記載あり)」があれば除籍、改正前原戸籍、戸籍謄本を省略できます。
(住民票や戸籍の附票が必要な場合も不要になります)

ただし、お手続きによっては追加書類が必要な場合もございますため、詳しくは営業店にて説明させていただきます。